

グループホーム荒子の郷

重要事項説明書

(指定認知症対応型共同生活介護 ・ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

当事業所はご利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいいただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援2」「要介護1～5」と認定された方で医師の診断書にて、「認知症」と診断されている方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 建物の規模・構造	3
4. 居室等の概要	3
5. 職員の配置状況	3
6. 当事業所が提供するサービス	4
7. 利用料等その他の費用	6
8. 利用料金のお支払方法	6
9. サービスの利用方法	7
10. 事業所をご利用の際に留意いただく事項	7
11. 成年後見人制度の支援	8
12. 協力医療機関	8
13. 身体拘束の禁止	9
14. 虐待防止のための措置	9
15. 衛生管理等について	9
16. 急変時、事故発生時における対応方法	9
17. 非常災害時の対策	10
18. サービスについての相談及び苦情	10
19. 損害賠償	10
20. 運営推進会議の設置	10
21. 事業者及びサービス提供従事者の義務	11
22. 秘密の保持について	11
23. 個人情報の保護	11
24. 生活保護の入居者について	11
付則	12
重要事項説明書・個人情報の使用等についての同意書	13
＜別紙＞ 利用料金表	

1. 事業者

(1) 法人名	医療法人安藤医院
(2) 法人所在地	名古屋市中川区荒子町字大門西 4 7 番地
(3) 電話番号	0 5 2 - 3 6 1 - 5 8 6 3
(4) 代表者氏名	理事長 森川 史郎
(5) 設立年月日	平成 3 1 年 3 月 1 5 日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称	グループホーム荒子の郷
(2) 事業所の所在地	名古屋市中川区上流町 2 丁目 2 0 番地
(3) 電話番号	0 5 2 - 3 5 3 - 7 5 0 8
(4) F A X 番号	0 5 2 - 3 5 3 - 7 5 0 8
(5) 管理者	道家靖明
(6) 開設年月日	令和 3 年 9 月 1 日
(7) 利用定員	2 ユニット合計 18 人 (1 ユニット 各 9 人)
(8) 施設類型	Ⅱ型
(9) 事業所の種類	■指定認知症対応型共同生活介護 令和 3 年 9 月 1 日指定 (名古屋市 2391000508 号) ■指定介護予防認知症対応型共同生活介護 令和 3 年 9 月 1 日指定 (名古屋市 2391000508 号)
(10) 事業の目的	医療法人安藤医院が運営するグループホーム荒子の郷 (以下「事業所」という。) が実施する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等が、要介護または要支援 2 認定者で認知症の状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。
(11) 事業所の運営方針	1. 要介護者で認知症の状態にある者 (認知症に伴い著しい精神症状、行動異常がある者、認知症が原因の疾患が急性の状態にある者を除く) に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を家庭的な環境の中で営むことが出来るよう、利用者の心身等の状況に応じてグループで共同生活を営み、介護計画に基づきその住居において入浴、排泄、食事等の介護その日常生活上の支援及び機能訓練を受けることを提供します。

(11) 事業所の運営方針	2. 要支援者（要支援2認定者）で認知症の状態にある者（認知症に伴い著しい精神症状、行動異常がある者、認知症が原因の疾患が急性の状態にある者を除く）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を家庭的な環境の中で営むことが出来るよう利用者の心身機能の状況に応じてグループで共同生活を営み、介護計画に基づきその住居において入浴、排泄、食事等の介護その他利用者の心身機能の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を目指すものとします。 3. （介護予防）指定認知症対応型共同生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 4. 事業所は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
---------------	--

3. 建物の規模・構造

敷	地	303.46㎡
建 物	構 造	木造2階建て
	延 べ 床 面 積	1階 181.05㎡ 2階 181.05㎡

4. 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しております。利用される居室は原則として1人部屋です。

居室・設備の種類	室数	面 積	1人当面積
居 室	18室	156.60㎡	8.70㎡
居間・食堂	2室	79.40㎡	4.41㎡
脱衣・洗面室	2室	9.72㎡	0.54㎡
浴 室	2室	8.64㎡	0.48㎡
ト イ レ	4ヶ所	9.78㎡	0.54㎡
事 務 室	2室	10.74㎡	0.59㎡

居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族と協議の上、決定するものとします。

5. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置体制〉

R5.6.1 現在

職 種	職 員 配 置 数				職 務 内 容
	常 勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
１．管理者	０名	１名	０名	０名	事業所の一元的な管理・運営
２．計画作成担当者	０名	２名	０名	０名	介護計画作成、日常生活の援助・介護業務
３．介護職	０名	１３名	３名	２名	日常生活の援助・介護業務
４．看護職	０名	０名	０名	２名	健康管理、日常生活の援助・介護業務

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

〈主な職員の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制 (標準的な時間)		
		常 勤	非 常 勤
1. 管理者	早出	7 : 30 ~ 16 : 30	7 : 00 ~ 13 : 00
2. 計画作成担当者	日勤	9 : 00 ~ 18 : 00	9 : 00 ~ 17 : 00
3. 介護職員			9 : 00 ~ 16 : 00
4. 看護職員	遅出	10 : 30 ~ 19 : 30	13 : 00 ~ 19 : 00
	夜勤	16 : 30 ~ 9 : 30	

※ 昼間は原則として、職員1名あたり利用者様3名の介護サービスを提供します。

夜間（22 : 00 ~ 6 : 00）は1階と2階の生活住居毎に1名の職員を配置し介護サービスを提供します。

6. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護給付の対象となるサービス）
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合（介護保険の給付対象とならないサービス） |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付され、ご利用者の自己負担は費用全体の1割の金額となります。

〈サービスの内容〉

- ① 認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の立案
- ② 食事提供 (調理介助・食事介助)
食事時間 朝食 7 : 00 昼食 11 : 45 夕食 17 : 00
- ③ 排泄介助 (排泄介助 ・見守り ・おむつ等交換)
- ④ 入浴介助 (入浴介助・清拭) 週2回以上

- ⑤ 身辺介護等 (体位変換 ・ 移動介助 ・ 身だしなみ)
- ⑥ 生活援助等 (通院介助 ・ 買い物 ・ 洗濯 (特殊なものを除く) ・ 外出 ・ 相談)
- (ア) 日常生活を通じた生活介護を行う観点から、グループホームでの食事は原則としてご利用者の希望を取り入れた献立をご利用者と職員が共同で調理して行う様努めます。又、栄養とご利用者の身体状況に配慮した献立表を基に食事のサービス提供を致します。
- (イ) ご利用者の生活・身体状況に応じてプライバシーに配慮し適切な排泄介助を行うと共に排泄の自立についても適切な支援を致します。オムツを使用されるご利用者に対しては、適時オムツ交換の介護を行います。
- (ウ) ご利用者本位の生活のリズムを考えて、整容、毎朝夕の着替えを行うように支援致します。
- (エ) ご利用者の精神的・身体的な病的状況判断に務めるとともに、状況に応じて医療機関との連携体制を執りつつ、医療機関への受診を図るなど適切な対応を致します。
- (オ) ご利用者に対し金銭管理の指導・健康管理の助言等の生活指導を行うと共に、緊急時の対応を行います。
- (カ) グループホームの特性を生かし個別に認知症対応型共同生活介護計画若しくは、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、ご利用者及びその家族に対して説明、同意を得た上で交付を行います。
- (キ) 普段着の洗濯はグループホームで行いますが、クリーニングの必要な衣類は、個別負担となります。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈その他の費用〉

- ① 入居一時金 (入居時にいただきます。退居時返金がある場合があります。)

入居時 100,000円

- ② 居住費 (ご利用者が入院又は外泊された場合もいただきます。)

1日あたり 2,000円

- ③ 管理費 (ご利用者が入院又は外泊された場合いただきません。)

1日あたり 700円

- ④ 水道光熱費 (ご利用者が入院又は外泊された場合いただきません。)

1日あたり 700円

- ⑤ 食 費

ご利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

食費については、1日の食事回数に関わらず一律1,260円となります。

料金：1日 1,260円 1か月あたり 37,800円

(内訳：朝食 263円 昼食 420円 夕食 472円 おやつ 105円)

- ⑥ 理美容サービス

理容師・美容師の出張による理美容サービスを実費にてご利用いただけます。

- ⑦ おむつ代

実費をご負担いただきます。

⑧ 電気器具使用料

個人で使用する電気器具(テレビ、電気毛布等)の使用料をご負担いただきます。

料金：1器具につき1日100円

⑨ 日常生活上必要となる諸費用実費

その他日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担頂くことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

7. 利用料等その他の費用

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準(認知症対応型共同生活介護費Ⅱ又は介護予防認知症対応型共同生活介護費Ⅱ)によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときはその1割の負担とします。(別紙料金表のとおり)
- (2) その他日常生活にかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度ご利用者又は、そのご家族に説明し同意を得た時に、その費用のご請求を致します。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、ご利用者又はそのご家族に対して事前に文書で提供するサービス内容と負担額を説明し、同意を得るものとします。
- (4) 月の中途に入所・退所したときの居住費・食材料費・水道光熱費・管理費は、日割り計算とします。
- (5) 食費は1日1回喫食された場合は、1日分として計算させていただきます。
- (6) ご利用者が、入院された時は居住費のみご請求させていただきます。
- (7) 食材料は、ご利用者が希望される個人の嗜好によるものにかかる費用は、全額ご負担いただきます。

8. 利用料金のお支払い方法

当月の利用合計額を記入した請求書を翌月15日までに送付いたしますので、指定の方法でお支払いください。(中途での入退居の場合は、利用日数に基づいて計算致します。)

① 当事業所が指定する金融機関へ振り込みをして頂く方法

※振込み手数料は振込人のご負担とさせていただきます。

② 自動引き落としの方法(口座振替の手続きが必要となります)

※当月分は、翌月の27日の引落としとなります。金融機関が休みの場合は、翌営業日となります。

③ 現金にて、当事業所に直接ご持参いただく方法。

※この場合は、領収書を発行いたします。

④ 上記①、③については、事業所が指定する日までにお支払いください。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① サービスの利用開始については、まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がご説明させていただきます。
- ② ご利用いただける条件
 - ・要介護1～5若しくは要支援2の介護認定を受けていること
 - ・医師による認知症の診断がなされていること
 - ・少人数による共同生活が出来ること
 - ・感染症がないこと※胃ろう・ストーマ・酸素吸入の方は、協力医療機関に相談いたしますので、事前にお伝えください。
- ③ 事業所よりの契約に際しての説明に同意いただければ契約の締結となります。利用契約締結後サービス提供の開始となります。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者様の都合でサービスのご利用を終了する場合は、終了する1ヶ月前までに、文書でお申し出ください。
- ② 人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスの終了とさせていただきます。
 - ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様が、介護保険の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援1認定された場合
 - ・ご利用者様がお亡くなりになった場合
- ④ 当事業所が正当な理由なくサービスの提供をしない場合、又は守秘義務に反した場合、ご利用者様及びご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は、当社が事業の継続が困難となった場合には、ご利用者様は、文書で利用契約の解除を通知することにより、即座にサービスを終了することが出来ます。
- ⑤ ご利用者様がサービス利用料金のお支払を2ヶ月以上遅延し、当社の催告にもかかわらず30日以内にお支払いのない場合は、サービスの終了とさせていただきます。
- ⑥ ご利用者様が入院・病気・怪我等により2ヶ月以上にわたってサービスが提供できない状態であることが明らかな場合にはサービスの終了とさせていただきます。
- ⑦ ご利用者様やご家族等が当事業所や事業所の従業員に対して、利用契約を継続しがたい背信行為をおこなった場合は、文書で通知することにより、即座に契約を解除させていただく場合があります。

10. 事業所をご利用の際に留意いただく事項

(1) 来訪・面接

- ① ご面会時間は、原則9：00～21：00です。
- ② 来訪者は、面会時間を遵守し必ずその都度職員に届出のうえ、面会票にご記入ください。
- ③ 来訪者が宿泊される場合には必ず事前に管理者の許可を得てください。

(2) 外出

外出の際には、必ず事前に管理者の許可を得てください。

(3) 居室・設備・器具の使用

事業所内の居室や設備、器具は本来の使用方法に従ってご利用ください。

これに反した使用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

(4) 飲酒・喫煙

原則として事業所内での飲酒・喫煙はお断りしております。

(5) 迷惑行為等

① 騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

② 承諾なく他のご利用者の居室に立ち入らないようにしてください

(6) 所持品の管理

① 衣類等、身の回り品の管理は居室担当者が行います。

② 貴重品の紛失の責任は負えませんので、ご家族で管理をお願いいたします。

(7) 現金の管理

① ご利用者本人が所持する現金については、紛失の責任は負えませんので、ご家族で管理をお願い致します。

② ご利用者本人の現金のお預かり管理は致しておりません。ご家族で管理して頂くか、必要な時は、事業所で立替払いを用意しております。

(8) 宗教活動・政治活動

事業所内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

(9) 動物飼育

事業所内にご利用者、ご家族、及び来訪者（面会等）のペットの持ち込み及びご利用者による動物の飼育は、お断りしております。

1 1. 成年後見人制度の利用の支援

ご利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見人制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見人制度を活用出来るように支援を行います。

1 2. 協力医療機関

当事業所は、ご利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関、協力歯科医療機関を次の通り定めています。

医 療 機 関 の 名 称	医療法人安藤医院 もりかわクリニック
院 長 名	森川 史郎
所 在 地	名古屋市中川区荒子町字大門西47番地
電 話 番 号	052-361-5863
診 療 科 目	内科・皮膚科・泌尿器科
入 院 設 備	無し
入院協力医療機関	名古屋共立病院
契 約 の 概 要	当事業所ともりかわクリニックとは、利用者に対する通院、検査、往診、緊急時の対応を行う契約を締結しております。

医 療 機 関 の 名 称	おしむら歯科
理 事 長 名	押村 侑希
所 在 地	名古屋市中川区細米1丁目7番地
電 話 番 号	052-363-3366

1 3. 身体拘束の禁止

指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供に当たっては、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとしします。

※緊急やむを得なく身体拘束を行う場合の3つの要件

★切迫性→ご利用者本人又は他のご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

★非代替性→身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

★一時性→身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※上記3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」のチームで検討、確認し記録、保存します。

1 4. 虐待防止のための措置

(1) ご利用者の人権の擁護及び虐待防止のため次の措置を講ずるものとしします。

①虐待の防止に関する責任者の選定 虐待防止責任者 道家 靖明

②従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

③その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当事者は、指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供に当たり、事業所従業者又は養護者(ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとしします。

1 5. 衛生管理等について

サービスを提供する事業所において、衛生的な管理に努め、感染症の発生予防又は、蔓延しないよう必要な措置を講じます。

また、食事は当事業所にて手作りのものを基本として提供します。

食品衛生責任者 道家 靖明

1 6. 緊急時、事故発生時等における対応方法

(1) ご利用者には病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師又は、あらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告します。

(2)事業者は、ご利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者のご家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

17. 非常災害時の対策

- ① 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ② 消防計画は、名古屋市中川消防署に届け出ております。
- ③ 防火管理者、火元責任者を選任して防火対策を行います。

防火管理者 奥村 雅行

- ④ 当事業所には、防火設備として、スプリンクラー、自動火災報知機、火災通報装置、消火器、避難誘導灯、非常照明設備、ガス漏れ警報器を設置しております。
- ⑤ 防火設備は、年2回専門業者による点検を行います。
- ⑥ 非常災害に備えるため、以下の訓練を行います。
 - ・防火教育及び基本訓練（消火、通報、避難誘導） 年1回以上
 - ・ご利用者を含めた総合訓練（夜間想定訓練含む） 年2回以上
 - ・非常災害用の設備の使用方法的徹底 随時

18. サービスについての相談及び苦情対応

当事業所利用に当たって、サービスに関するご利用者及びご家族等からの苦情やご要望、ご相談等は、下記により受け付けています。

① 当事業所の窓口	相談対応	管理者
	相談時間	9：00～18：00
	ご利用方法	面接・電話（052-353-7508）
② 苦情申立機関	名古屋市高齢福祉部介護保険課	052-959-2592
	愛知県国民健康保険団体連合会	052-962-1221

19. 損害賠償

事業者は、サービス提供にあたってご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとします。ただし、事業者に故意、過失がなかったことを証明した場合は、この限りでないものとします。

20. 運営推進会議の設置

当事業所では、指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉	
構成	ご利用者、ご利用者家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する方、事業主、職員等
開催	2か月に1回以上開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成し、事業所玄関の閲覧ファイルにて公表いたします。

2 1. 事業者及びサービス提供従事者の義務

- (1) サービスの提供において、ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) ご利用者の体調、健康状態をみて必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- (3) ご利用者提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧できるものとし、複写物を交付します。

2 2. 秘密の保持について

ご利用者そのご家族に関する秘密の保持について、事業者及びサービス従事者又は従業者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続し、事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

2 3. 個人情報の保護について

個人情報の保護については、個人情報保護指針を定めご利用者及びご家族の各種記録を含む個人情報について関係法令及びガイドライン、個人情報保護規程等に基づき適切に保護・管理に努めます。サービスを適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集し、利用目的に沿った利用を行なうものとします。

又、サービス提供に関する記録については、ご利用者、ご家族、その代理人等の求めに応じて開示するものとします。

2 4. 生活保護の入居者について

生活保護受給の入居者においては6項(2)介護保険の給付の対象とならないサービスは下記の料金となります。

〈その他の費用〉

- ① 入居一時金（入居時にいただきます。退居時返金がある場合があります。）
入居時 100,000円
- ② 居住費（ご利用者が入院又は外泊された場合もいただきます。）
1か月あたり 37,000円（住宅扶助）
- ③ 管理費（ご利用者が入院又は外泊された場合いただきます。）
1か月あたり 9,910円（生活扶助）

- ④ 水道光熱費 （ご利用者が入院又は外泊された場合いただきません。）

1 か月あたり 21,000 円（生活扶助）

- ⑤ 食 費

ご利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

食費については、1 日の食事回数に関わらず一律 1,260 円となります。

料金：1 日 1,260 円 1 か月あたり 37,800 円

（内訳：朝食 263 円 昼食 420 円 夕食 472 円 おやつ 105 円）

- ⑥ おむつ代

実費をご負担いただきます。（上限 20,900）

- ⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

理容師の出張による理美容サービス（2 か月に 1 回、1,000 円）、外出を伴うレクリエーション（喫茶店など）などはお小遣い（月 1,100 円）の中で行います。

付 則

令和 3 年 9 月 1 日より適用

令和 5 年 5 月 1 日より一部内容変更

令和 7 年 3 月 1 日より一部内容変更

〈重要事項説明書の同意書〉

令和 年 月 日

- ☐ 指定認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に際し、契約書及び本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

事業所	所在地	〒454-0846 名古屋市中川区上流町2-20 TEL: 052-353-7508
	名称	グループホーム荒子の郷 (名古屋市第2391000508号)
	説明者	(職名)
		(氏名) ㊞

- ☐ 私は、本書面に基づき事業所より重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護サービス又は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意の上本書面の交付を受けました。

(利用者)

氏名 ㊞

住所

(署名代行者)

私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

氏名 ㊞

住所

署名代行の理由

(身元引受人)

氏名 ㊞

住所

続柄